

じゃあ自転車はどう走るか

6 その後（2010年から2013年6月まで）

2008年6月に道路交通法とその施行令の一部改正が施行されました。しかしその内容は自転車の歩道通行条件を「明確化」したというものの、現状を追認するようなものでした。

そこで自分なりに自転車の走り方を考えてみようとして2010年からこの文章を書き始めたのですが、その後自転車を取りまく状況にも動きがありました。概観しておきたいと思います。

■2010年3月26日

国道では東京都内初の「自転車レーン」を設置。東京都文京区内の国道17号で。
車道左側に青い通行帯が鮮やか。

■2010年8月21日～

毎日新聞連載「銀輪の死角」
自転車関連の問題を取り上げ、理解を広めた。

■2011年9月12日

「自転車一方通行」規制標識を新設。道路交通法施行規則が改正施行された。

■2011年10月25日

「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」警察庁通達
自転車は車両であり車道左側通行という自転車規制の原点を再確認するもの。

■2012年3月10日

『自転車はここを走る！自転車で安全に走るためのガイドブック』疋田智、小林成基
自転車活用推進研究会が自転車利用者の側から「自転車の通行法」を提起した。

■2012年4月

「みんなにやさしい自転車環境—安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言」
安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会
自転車ネットワーク計画や通行ルール徹底等を進めるためのガイドラインを作成すべきことを提言する。

■2012年9月10日

東京都自転車対策懇談会、自転車のナンバープレート表示などを提言。
あいかわらず、東京都の姿勢は自転車に対して抑制的？

■2012年10月

東京都自転車走行空間整備推進計画

2003年の「宇都宮市自転車利用・活用基本計画」につづいて、各地の自治体で自転車活用についての計画が策定されている。

■2012年11月29日

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を公表。国土交通省と警察庁。

自転車専用通行帯（自転車レーン）などの整備指針や利用ルールのモデルを具体的に示した。

■2012年12月27日

「自転車の交通ルールの徹底方策に関する提言」警察庁自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会

体系的な自転車安全教育と指導取締りを両輪として、自転車交通ルールの徹底を図っていくことを提言した。

■2013年2月5日

車道に自転車の走行位置を明示する旨公表。宇都宮国道事務所

全国にさきがけて「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の内容を実施した。

交差点での「自転車横断帯」を廃し、車両として直進通過する旨の表示を行った。

■2013年2月14日

道交法改正試案が公表された。

悪質自転車走行に講習会や罰則強化。路側帯の双方向通行を禁止し、自転車の車道左側通行を徹底する主旨で。

（国会審議を経て6月7日可決。施行は6か月内の周知の後）

■2013年3月8日

東京国道事務所と警視庁、交差点内における自転車の通行位置の明示（自転車ナビライン）を試行する旨公表。（港区・札の辻交差点、文京区・千石一丁目交差点）

自転車通行の難所と言われてきた交差点での試行。

自動車の既得権を侵さない範囲では精一杯か？

■2013年3月28日

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 可決。7月1日施行。

2003年の「板橋区自転車安全利用条例」施行につづいて、各地の自治体で自転車安全利用についての条例が制定・施行されている。

◇1970年以來、日本の警察は「自転車は歩道を通れ」でやってきましたが、2011年10月25日の通達をもって「自転車は車道通行」の原則に戻ることになりました。ようやく今後は“車両としての自転車”の走行環境を整備していこうという体制になったわけです。